様式第1号(第5関係)

建設工事請負仮契約書

1 工 事 名 西原東こども園アクセス通路整備工事

2 工事場所 西原町字嘉手苅地内

3 工期令和年月日から令和年月日まで

4 請負代金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等

注)建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用(2)再資源化等に要する費用(3)分別解体等の方法(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地、について別紙のとおりとする。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について西原町議会の同意議決を経たときは、その議 決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合において、町長は、議決 のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名実印押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(EII)

発注者 住 所 西原町字与那城140番地1

氏 名 西原町長 崎原 盛秀 ⑪

請負者 住 所

商号又は名称

氏 名

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法 律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものと する。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が 施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整 を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う 工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表等)

第3条 乙は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。)、工程表、着手届及びその他必要と認められる書類を 作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険 契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第53条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号 又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 前各項の実施のために必要な事項は、西原町建設工事請負契約における契約の保証に関する取扱要領に基づくものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分 払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は 抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾 を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の 施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場 合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなけれ

ばならない。

- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
 - (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(乙の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)

- 第7条の2 乙は、次に揚げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年 法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない 者を除く。)を下請負人としてはならない。
 - (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - (1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困 難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合
 - ロ 甲の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下本条において「確認書類」という。)を、乙が甲に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困 難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合
 - ロ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日 (甲が、 乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由が あると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、乙が 当該確認書類を甲に提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事 材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなけれ ばならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、 設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らな かったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならな い。

(監督職員)

- 第9条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の 権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計 図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 甲は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、 設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合に おいては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に対しこの契約を締結した日から15日以内に通知しなければならない。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任 技術者)又は監理技術者(建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、 専任の監理技術者)
 - (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きの規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる者をいう。以下同じ。)
 - (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締り を行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請

- 求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、 この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り 及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合 には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることがで きる。
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲 に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をい う。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する 現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と 認められるときは、乙に対して、その事由を明示した書面により、必要な措置を とるべきことを請求することができる。
- 2 甲又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならな い。
- 4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その事由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。 (工事材料の品質及び検査等)
- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書 にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあって は、均衡を得た品質)を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格した

- ものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、 乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日 以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場 外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて 調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事 については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において 見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工 事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監 督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなけれ ばならない。
- 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な事由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真 等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する 建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、 引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計

図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直 ちに甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は事由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又は その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは 原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 1 1 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図 書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならな い。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければな らない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条におい

て同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等 を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な事由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見 を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に 違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊 して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと 認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当 該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査すること ができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。 (条件変更等)
- 第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された 自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。 ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない事由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 乙は、入札時に甲が示した入札時積算数量書(一式とされた細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。以下「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに 対応する乙が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一である と確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された 積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、 甲は、乙と協議して、訂正を行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、甲は、請負代金額の変更の必要があると 認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。 この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数 量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計 図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合に おいて、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、 又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を 乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働 時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等 の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

- 第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ ないときは、その事由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求するこ とができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

- 第23条 甲は、特別の事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工期の変更方法)
- 第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するも

のとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、 甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を 受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始 の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった と認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請 負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をい う。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算 出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変 動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応 じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、 物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内 に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい 変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定に よるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激な インフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となっ たときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求す ることができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあって

は、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に 通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行っ た日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙 に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置 に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない と認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害 その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条 第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、 その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分 を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負 担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由により第三者に損害を及ぼしたときは、 甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工に つき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙 が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合に おいては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっ

ては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害 (乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項 の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において 同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは 建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第3 7条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認 することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用 の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額 とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第2

- 3条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を 増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、 請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。た だし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に 通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その事由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金 の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(中間検査)

第32条の2 甲は、必要がある場合には工事施工中の中途において、甲の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(請負代金の支払)

- 第33条 乙は、第32条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求 することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内 に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第32条第2項の期間内に検査をしない ときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合にお

いて、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 甲は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工 事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって 乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払及び中間前金払)
- 第35条 乙は、請負代金額が100万円以上の場合には、保証事業会社と、この 契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関 する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結 し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払 を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内 に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を 準用する。
- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、 乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、 乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算

した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証 契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中回を超えることができない。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形 部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認 を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、 当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その事由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額

≦第1項の請負代金相当額×(9/10-受領済前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第39条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払 の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
現立成)といとよった人当と立る山土主マウ板 (L.)とのしいりゃとっ	

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項 の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「この契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「この契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当

該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書 に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定 にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができ ない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う 旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34 条1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払 金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、 第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	口
年度	口
年度	口

(第三者による代理受領)

第43条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を 代理人とすることができる。 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、 当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第44条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第3 2条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止すること ができる。この場合においては、乙は、その事由を明示した書面により、直ちに その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第45条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の 追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

- 第46条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼ

したときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第47条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することが できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引 上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第10条第1項第2号又は第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由がなく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第48条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が 目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができ ないものであるとき。
 - (5) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をし た目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、 乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその責務の履行をせず、乙が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
 - (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又 は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。)

が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- (10) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たと き。
- (11) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表 者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め られるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。
 - へ 下請契約(一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号に おいて同じ。)又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たりその 相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契 約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等不正行為による甲の解除権)

- 第48条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき は、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第61条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。) を行った場合で、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った前号の排除措置命令 又は納付命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1 項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却 下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号、第48条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第50条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社 会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第51条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第52条 第50条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第53条 甲は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を 検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡し を受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分 に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、 必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限 度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条又は第35条の2(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条から第48条の2まで又は次条第3項の規定によるときに

あってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

- 4 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、 第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過 失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部 分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙 の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復 して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又 は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、 当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡 さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な事由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条から第48条の2まで又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理に ついては甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

- 第54条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた 損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条から第47条の2までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負 代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな ければならない。
 - (1) 第46条から第47条の2までの規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年 法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第9号及び第11号又は第47条の2の規定により、 この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金 の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証 金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(不正行為に伴う損害賠償の予定)

- 第55条 乙は、第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約 解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を 支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に揚げる 場合は、この限りでない。
 - (1) 第48条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独 占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正

取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。

- (2) 第48条の2第1項第3号に該当するときであって、乙が刑法第198条の 規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 (乙の損害賠償請求等)
- 第56条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた 損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約 及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるも のであるときは、この限りでない。
 - (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第57条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下本条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠 等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ とで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下 この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合

- を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過するまで に前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに 請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条 に定める部分のかし(構造耐久力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)につ いて請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各 項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督 員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請 求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であること を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第58条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険 (これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による沖縄県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別紙仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(賠償金等の徴収)

- 第61条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条 第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。 (補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して 定める。 別紙 (表)

仲裁合意書

工事名: 西原東こども園アクセス通路整備工事

工事場所: 西原町字嘉手苅地内

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、 発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、 その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設 業法第25条の9第1項又は第2項に定める 建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 西原町字与那城 140 番地の 1

氏 名 西原町長 崎原 盛秀 印

請負者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

別紙(裏)

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、 たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはで きない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、 仲裁法(平成15年法律第138号)の規定が適用される。